

Lithium Ion Batteries Contained in Equipment

リチウムイオン電池（機器組込）を航空輸送する場合の梱包基準（UN3481 PI967）

<https://lithium-btry.com/> 2023年1月

	UN規定	PI 967 Section	Wh値	1包装当たりの 正味量制限 (電池自体の重量) Limit per package	1HAWB当たりの組込機器 包装個数と包装物当 たりの電池個数	危険物申告書	ラベル (ラベルは同一面に添付)	AWB文言	UN容器	充電率
リチウムイオン 電池 (機器組込) Lithium ion batteries contained in equipment	UN3481	II	単電池：20Wh以下 組電池：100Wh以下	旅客機：5kg 貨物機：5kg	ボタン電池のみまたは 1 HAWBが2個以下 または包装物当たり 単電池：4個以下 組電池：2個以下	不要	不要	記載不要	不要	制限なし
				旅客機：5kg 貨物機：5kg	1HAWBが3個以上 または包装物当たり 単電池：5個以上 組電池：3個以上	不要	リチウム電池マーク*1 貨物機の場合は専用CAO マークも 	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967"*1		
		I (Section IIの 個数・重量制限を 超えるもの)	単電池：20Whより大きい 組電池：100Whより大きい	旅客機：5kg 貨物機：35kg	なし	必要	クラス9ラベル 貨物機の場合は専用CAO マークも 	Dangerous goods as per associated Shipper's Declaration (or DGD)		

セクションII：オーバーパックに入れる場合、すべてのパッケージがオーバーパックに固定されている必要あり

リチウム電池マーク

電話番号記載必要なし（記載のラベルは2026/12/31まで使用可能）



最少寸法は100x 100mm
パッケージがフルサイズのマーク表示
できない場合、デザインはそのまま
100（幅）x 70（高さ）mmに縮小可能

クラス9ラベル



貨物機専用CAOマーク

